

SECTION

4

経営基盤

CONTENTS

- 81 役員一覧
- 83 コーポレート・ガバナンスへの取組み
- 87 リスク管理
- 89 コンプライアンスへの取組み
- 91 ステークホルダーとの
コミュニケーション

経営基盤

役員一覧

2023年7月1日現在

 SACHIO TAGUCHI 取締役会長 (代表取締役) 田口 幸雄 1977年4月 当行入行 2010年6月 常務取締役 2013年6月 専務取締役 2014年6月 代表取締役頭取 2022年6月 代表取締役会長 (現任)	 TORU IWAYAMA 取締役頭取 (代表取締役) 岩山 徹 1988年4月 当行入行 2019年6月 執行役員東京営業部長 2020年10月 執行役員総合企画部長 2021年6月 取締役常務執行役員 総合企画部長 2022年6月 代表取締役頭取 (現任)	 KENSEI ISHIKAWA 取締役 専務執行役員 石川 健正 1984年4月 当行入行 2016年7月 執行役員東京営業部長 2019年6月 常務取締役 2021年6月 取締役常務執行役員 2023年6月 取締役専務執行役員 (現任)	 ATSUSHI MIYANOYA 取締役 (社外取締役) 宮野谷 篤 1982年4月 日本銀行入行 2020年6月 当行取締役 (現任) 2021年6月 日本貸金業協会公益理事 (現任) 2022年6月 大阪信用金庫非常勤理事 (現任)	 YUTAKA TAKAHASHI 取締役 (社外取締役) 高橋 豊 1970年3月 (株)クボタ入社 1985年2月 高源電機 (株) 代表取締役社長 (現任) 2012年2月 高源興業 (株) 取締役会長 (現任) 2017年6月 特定非営利活動法人花巻青少年少女創造活動支援協会理事長 (現任) 2018年6月 花巻商工会議所会頭 (現任) 2018年8月 学校法人花巻東高等学校理事 (現任) 2021年1月 (株)みちのくクボタ代表取締役会長 (現任) 2022年6月 当行取締役 (現任)	 TOSHINORI ABE 取締役 (社外取締役) 阿部 俊徳 1981年4月 東北電力 (株) 入社 2023年4月 東北電力 (株) 取締役 2023年6月 (株) ユアテック代表取締役会長 (現任) 2023年6月 当行取締役 (現任)																		
 SHINJI NIISATO 取締役 常務執行役員 新里 真士 1988年4月 当行入行 2016年4月 リテール戦略部長 2018年4月 執行役員リテール戦略部長 2020年6月 常務取締役 2021年6月 取締役常務執行役員 (現任)	 SHINEI KISHI 取締役 常務執行役員 岸 真英 1987年4月 当行入行 2017年4月 審査部長 2019年7月 執行役員本店営業部長 2022年6月 取締役常務執行役員 2023年7月 取締役常務執行役員営業戦略部長 (現任)	 FUMIHIKO KIKUCHI 取締役 常務執行役員 菊地 文彦 1989年4月 当行入行 2016年10月 平舘支店長 2018年10月 総合企画部付部長 2020年4月 manordaいわて (株) 代表取締役 2022年6月 取締役常務執行役員 (現任)	 ETSUKO SUGAWARA 取締役監査等委員 (社外取締役) 菅原 悦子 1987年4月 岩手大学教育学部助手 2015年3月 岩手大学理事・副学長 2018年6月 当行取締役監査等委員 (現任) 2023年6月 いわて生活協同組合理事 (現任)	 MASAKAZU WATANABE 取締役監査等委員 (社外取締役) 渡辺 正和 1996年4月 日本弁護士連合会登録 1999年4月 渡辺正和法律事務所開設 (現任) 2012年4月 岩手弁護士会会長 2012年4月 日本弁護士連合会理事 2020年6月 当行取締役監査等委員 (現任) 2022年7月 岩手県人事委員会委員長 (現任)	 CHIKAKO MAEDA 取締役監査等委員 (社外取締役) 前田 千香子 1988年4月 岩手県庁入庁 2003年5月 焙茶工房しゃおしゃん開業 (現任) 2017年3月 通訳案内士 (中国語) 登録 (現任) 2017年8月 特定非営利活動法人善隣館副理事長 (現任) 2022年6月 学校法人スコーレ理事 (現任) 2022年6月 当行取締役監査等委員 (現任)																		
 KAZUHIRO SUGAWARA 取締役 常務執行役員 菅原 和宏 1989年4月 当行入行 2018年4月 二戸支店長 2020年10月 人事部長 2021年7月 執行役員人事部長 2023年6月 取締役常務執行役員人事部長 (現任)	 SHUICHI FUJISAWA 取締役 監査等委員 藤澤 秀一 1987年4月 当行入行 2016年6月 監査部長 2020年7月 執行役員監査部長 2021年6月 取締役監査等委員 (現任)	 SHINICHI MATSUMOTO 取締役 監査等委員 松本 真一 1989年4月 当行入行 2019年6月 市場金融部長 2020年7月 執行役員市場金融部長 2020年10月 執行役員東京営業部長 2023年6月 取締役監査等委員 (現任)	執行役員 <table><tr><td>常務執行役員 東京営業部長</td><td>関村 淳哉</td><td>執行役員 地域貢献部長</td><td>長瀬 俊章</td><td>執行役員 本店営業部長</td><td>藤原 学</td></tr><tr><td>執行役員 事務統括部長</td><td>高野 茂雄</td><td>執行役員 北上支店長</td><td>山崎 勝美</td><td>執行役員 総合企画部長</td><td>小原 透</td></tr><tr><td>執行役員 システム部長</td><td>佐々木 真一</td><td>執行役員 監査部長</td><td>行川 秀一</td><td>執行役員 仙台営業部長</td><td>森田 昇平</td></tr></table>			常務執行役員 東京営業部長	関村 淳哉	執行役員 地域貢献部長	長瀬 俊章	執行役員 本店営業部長	藤原 学	執行役員 事務統括部長	高野 茂雄	執行役員 北上支店長	山崎 勝美	執行役員 総合企画部長	小原 透	執行役員 システム部長	佐々木 真一	執行役員 監査部長	行川 秀一	執行役員 仙台営業部長	森田 昇平
常務執行役員 東京営業部長	関村 淳哉	執行役員 地域貢献部長	長瀬 俊章	執行役員 本店営業部長	藤原 学																		
執行役員 事務統括部長	高野 茂雄	執行役員 北上支店長	山崎 勝美	執行役員 総合企画部長	小原 透																		
執行役員 システム部長	佐々木 真一	執行役員 監査部長	行川 秀一	執行役員 仙台営業部長	森田 昇平																		

コーポレート・ガバナンスへの取組み①

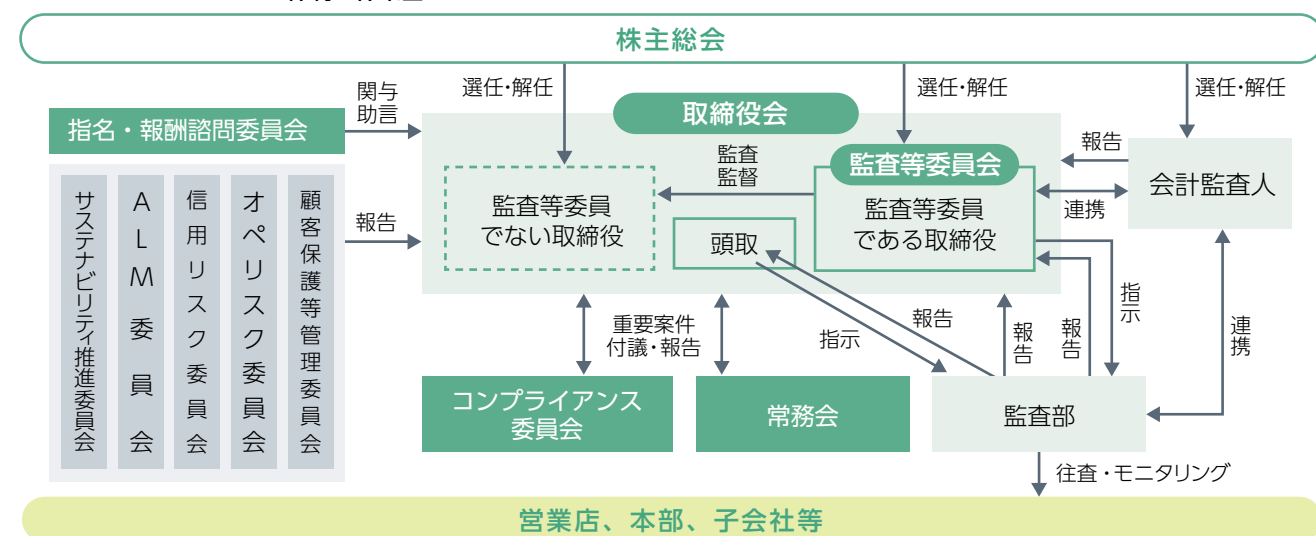
基本的な考え方

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、経営環境が激変するなかにおいても、地域のリーディングバンクとしてお取引先や株主のみなさまをはじめ、すべてのステークホルダーの負託に応えていくために、自己責任に基づく経営の徹底はもとより、経営の透明性の向上や監督機能の強化など、高い水準でのコーポレート・ガバナンスの確立を目指しています。

コーポレート・ガバナンス体制

当行は、2018年6月22日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役が過半数を占める監査等委員会の設置や、監査等委員である取締役が取締役会における議決権および役員人事に関する意見陳述権を有すること等を通じた監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値向上に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制の体系図



機関ごとの構成員

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	常務会	コンプライアンス委員会	指名・報酬諮問委員会
取締役会長（代表取締役）	田口 幸雄	◎		○	△	○
取締役頭取（代表取締役）	岩山 徹	○		◎	◎	○
取締役専務執行役員	石川 健正	○		○	○	
取締役常務執行役員	新里 真士	○		○	○	
取締役常務執行役員	岸 真英	○		○	○	
取締役常務執行役員	菊地 文彦	○		○	○	
取締役常務執行役員	菅原 和宏	○		○	○	
取締役（社外取締役）	宮野谷 篤	○				○
取締役（社外取締役）	高橋 豊	○				○
取締役（社外取締役）	阿部 俊徳	○				○
取締役監査等委員	藤澤 秀一	○	◎	△	△	
取締役監査等委員	松本 真一	○	○	△	△	
取締役監査等委員（社外取締役）	菅原 悦子	○	○			
取締役監査等委員（社外取締役）	渡辺 正和	○	○			
取締役監査等委員（社外取締役）	前田 千香子	○	○			

(注) 1 上記表中の○は議長または委員長を、○は構成員を、△は構成員ではありませんが、出席して意見を述べることができる者を表しています。
2 指名・報酬諮問委員会の委員長は社外取締役が互選により務めています。

取締役会・監査等委員会の構成

取締役会は、その機能を最も効果的かつ効率的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、定款において監査等委員を除く取締役の員数を12名以内と定め、当行グループの業務に精通した社内取締役と社外における豊富な経験と知見を有する複数の社外取締役を組み合わせた構成としています。取締役会に占める社外取締役比率は40.0%であり、女性役員比率は13.3%となっています。

監査等委員会は、監査の実効性を確保する観点から、定款において監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めており、2023年6月23日現在、監査等委員5名のうち、独立性のある社外の監査等委員を3名配置しています。

取締役会の役割と審議事項

取締役会は、取締役会規程等により取締役会決議事項の範囲を定め、経営会議・経営陣等に対する委任の範囲を明確化することで、経営計画や、ガバナンスに関する事項、リスク・コンプライアンスに係る基本方針等の重要な意思決定を行うとともに、より実効性の高い経営の監督機能を担っています。

取締役会で議論された審議・報告事項(2022年度)

1 経営計画

- ・次期経営計画策定に関する協議経過
- ・長期ビジョンの策定ならびに次期中期経営計画の基本方針
- ・次期経営計画の策定

2 サステナビリティに関する事項

- ・サステナビリティ推進委員会の設置
- ・サステナビリティ推進委員会における協議内容
- ・サステナビリティに係る方針策定と気候変動への対応に関する目標設定
- ・特定セクターに対する融資方針

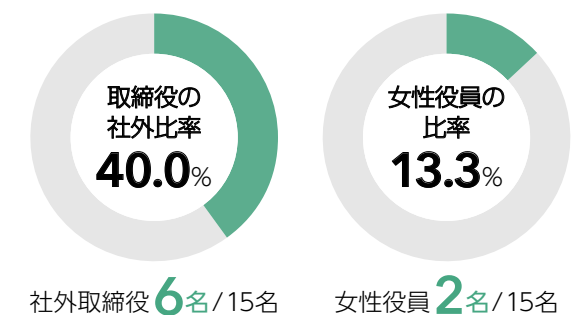
③ リスク・コンプライアンスに関する事項

- ・内部監査、コンプライアンスプログラム
- ・リスク管理方針

4 コーポレート・ガバナンスに関する事項

- ・取締役会の実効性評価
- ・本部組織の改正
- ・業務執行規程の改正
- ・グループ会社(いわぎんリース・データ)におけるシステム部門の吸収分割

独立性・多様性の確保



5 人事

- ・D&Iの取組み
- ・人事ポリシーならびに新人事制度における諸制度の基本方針
- ・新人事制度に係る組合への骨子提案
- ・賃上げ

6 營業

- ・法人部門の営業概況
- ・預り資産を取り巻く環境と目指すべき姿

7 市場

- ・有価証券の運用状況

8 その他

- ・株主提案に関する取締役会意見
- ・株主提案の決議結果
- ・アクティビストの動向
- ・秋田・岩手アライアンスの進捗状況

指名・報酬諮問委員会、常務会およびコンプライアンス委員会

指名・報酬諮問委員会

取締役の指名・報酬の決定に関する透明性及客観性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は社外取締役が過半数を占めるよう、代表取締役と監査等委員以外の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役の中から互選により決定する旨を規定しています。

常務会およびコンプライアンス委員会

取締役会からの委任事項を協議・決定する機関として、常務会とコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス重視の体制強化を図るため、コンプライアンスに関する重要事項の協議については、常務会に代わってコンプライアンス委員会が行っています。

コーポレート・ガバナンスへの取組み②

取締役会の実効性評価

当行では、取締役会の機能向上および更なる実効性確保を目的として、取締役会の実効性について、毎年、すべての取締役・監査等委員の自己評価等をベースに分析・評価を行うこととしています。調査対象者から忌憚のない意見を引き出すため、匿名にてアンケート調査を実施し、調査結果の回収・集積・分析は外部機関に委託しています。

その結果の概要は、2023年6月の取締役会において報告し、昨年同様、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認いたしました。

なお、取締役会として以下の課題を共有しています。

- 取締役会の運営（審議に必要な時間の確保、自由闊達で建設的な議論や意見交換）
- 取締役の議論（後継者候補の計画的な育成） ・ 社外役員間における意見交換の場

今回の評価結果を踏まえ、中長期的な課題や経営戦略の方向付けに関する話題を積極的に取り上げるとともに、引き続き取締役会全体の実効性の向上に努めていきます。

取締役選任の考え方

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、戦略的な方向付けを行ううえで、取締役会メンバーとして当行の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、そのメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えています。このような観点から、当行の事業やその課題に精通する者を一定数取締役候補者として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を、社外取締役候補者として指名することを基本方針としています。

取締役のスキル・マトリックス

取締役（監査等委員である社外取締役を除く）が経験を有する分野および当行が監査等委員である社外取締役に特に期待する分野は、以下のとおりです。

社内取締役・監査等委員

氏名	役職	スキル区分						
		経営戦略	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム・IT
田 口 幸 雄	代 表 取 締 役 会 長	○	○	○	○			
岩 山 徹	代 表 取 締 役 頭 取	○		○	○		○	
石 川 健 正	取締役専務執行役員	○	○			○	○	
新 里 真 士	取締役常務執行役員	○	○		○			
岸 真 英	取締役常務執行役員	○			○	○	○	
菊 地 文 彦	取締役常務執行役員	○			○			○
菅 原 和 宏	取締役常務執行役員	○		○	○			
藤 澤 秀 一	取 締 役 監 査 等 委 員		○		○			
松 本 真 一	取 締 役 監 査 等 委 員		○		○		○	

社外取締役・監査等委員

氏名	役職	スキル区分			
		企業経営	金融	法務	専門領域
宮 野 谷 篤	取 締 役	○	○		
高 橋 豊	取 締 役	○			○ 地域経済
阿 部 俊 徳	取 締 役	○			○ エネルギー全般
菅 原 悦 子	取 締 役 監 査 等 委 員				○ 人材育成(ダイバーシティ&インクルージョン)
渡 辺 正 和	取 締 役 監 査 等 委 員			○	
前 田 千 香 子	取 締 役 監 査 等 委 員				○ 人材育成(ダイバーシティ&インクルージョン)

・上記一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。また各人の有するスキルのうち主なもの最大4つに○を付けています。
・監査等委員である社外取締役は最も期待する項目1つに○を付けています。

社外取締役の選任理由

 **宮野谷 篤** 2018年5月まで日本銀行の理事を務め、現在は株式会社NTTデータ経営研究所の取締役会長であるほか、日本貸金業協会公益理事や大阪信用金庫非常勤理事を務められています。金融政策に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会で積極的に所感・意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として、選任いたしました。

 **高橋 豊** 株式会社みちのくフボタなどの企業において長年にわたり代表取締役を務められているほか、花巻商工会議所会頭をはじめ業界団体の要職を務められています。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、引き続き社外取締役として、選任いたしました。

 **阿部 俊徳** 2023年3月まで東北電力株式会社の取締役副社長 副社長執行役員を務められたほか、2022年6月からは株式会社ユアテックの取締役を歴任し、2023年6月には同社代表取締役会長に就任されました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、これらを経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに発揮されることを期待し、新任の社外取締役として、選任いたしました。

 **菅原 悦子** 国立大学法人岩手大学の教授・理事・副学長の重職を歴任され、また男女共同参画社会の機運醸成・推進に貢献してこられました。学識経験者として専門的知識や幅広い見識を、当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として、選任いたしました。

 **渡辺 正和** 弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、実績を有しておられます。法律を中心とする幅広い知識や見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として、選任いたしました。

 **前田千香子** 岩手県職員として勤められた後、個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した幅広い活動をしておられます。豊富な経験と幅広い見識を当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として、選任いたしました。

社外取締役へのサポート

社外取締役を補佐する担当セクションは秘書室です。取締役会の開催の案内、資料の準備を行っていますが、取締役会開催日の3営業日前には社外を含む役員全員に対し取締役会資料を提供しているほか、社外役員に対しては、コンプライアンス委員会やALM委員会など、各種委員会における協議・決定事項に関する資料を毎月提供しています。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

- 当該方針の決定の方法** 当行は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について人事担当役員と頭取が役員報酬決定方針の原案を作成し、取締役会において当該決定方針を決議いたしました。
- 当該方針の内容の概要** 当行は、「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」との経営理念に基づいて役員報酬制度を設計しています。取締役の報酬水準については、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当行と同業種に属する企業の水準を確認したうえで、決定しています。社外取締役と監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については固定報酬・役員賞与および株式報酬型ストックオプションを、監査等委員である取締役および社外取締役には固定報酬のみ支給しています。当行の役員報酬は、固定報酬、株式報酬型ストックオプションを外部調査機関による役員報酬調査データ等により定め、賞与は当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度等により決定するため、報酬構成比率（割合）は明確に定めていませんが、目標業績達成時における、固定報酬・役員賞与・株式報酬型ストックオプションの割合は、概ね以下のとおりとなります。
 - 会長・頭取 固定報酬：7割 役員賞与：1割 株式報酬型ストックオプション：2割
 - 取締役専務執行役員 固定報酬：7割 役員賞与：1割 株式報酬型ストックオプション：2割
 - 取締役常務執行役員 固定報酬：8割 役員賞与：1割 株式報酬型ストックオプション：1割

【報酬等の額の決定内容】

- 株主総会の決議の日** 取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第136期定時株主総会において決議しています。
- 当該決議の内容** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、役員賞与を含め年額260百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、役員賞与を含めた取締役の報酬額とは別枠で年額80百万円以内の範囲で割り当てることが決議されています。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額60百万円以内と決議しています。

経営基盤

リスク管理

基本的な考え方

当行は、リスク管理にあたってはコンプライアンス(法令等遵守)が根幹であり、役職員一人ひとりがその重要性を十分に理解することが基本であると考えています。

そして、自らの責任においてリスクを正確に把握・分析し、適切に管理・運営していくことが極めて重要であると認識し、リスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

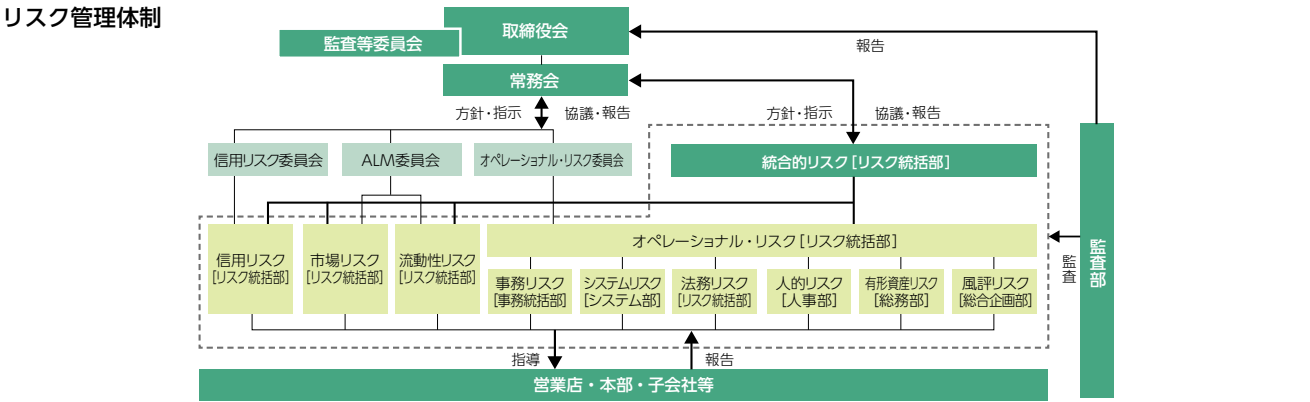
リスク管理体制を確実なものとするために「リスク管理基本規程」を制定し、統合的リスク管理の基本方針を定めるとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの4つの管理すべきリスクについて、定義、基本方針、責任体制等を明確に定めています。また、各種リスクの統合的管理部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理状況のモニタリング等により、リスクの一元的な管理を実施しています。

統合リスク管理

当行では収益性を向上させるとともに経営の健全性の維持・向上を図るためには、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、計量化可能なリスクを一元的に把握し、全行的な観点からリスクの全体像を把握する必要があると考えています。

具体的には、每期リスクカテゴリー別にリスク資本を配賦し、経営体力である自己資本の一定範囲内にリスクをコントロールする体制をとっているほか、リスクテイクによるリターンへの追求を指向して適切に経営資源の配分を行う統合リスク管理の高度化に取り組んでいます。

また、統合ストレス・テストを実施し、計量化が難しいリスクを含めた自己資本充実度の検証を行っています。



管理するリスクの種類と定義

信用リスク		信用供与先の財政状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益の低下ないし損失を被るリスク
	価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク
	為替リスク	外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超のポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
流動性リスク	資金繰りリスク	予期せぬ資金の流失等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク
	市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク		業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク
	事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	法務リスク	法令遵守違反や契約不履行の行為等により損失を被るリスク(他のリスクに係るものを除く)
	人的リスク	人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当行が損失を被るリスク
	有形資産リスク	災害、不法行為により当行の有形固定資産が毀損等により損失を被るリスク
	風評リスク	事実と異なる風説、風評により評判が悪化することなどにより当行の信用が低下し、損失を被るリスク

ALM委員会

ALMとは、資産(貸出金および有価証券)と負債(預金等)を総合的に管理し、収益とリスクのバランスを適切にコントロールする管理手法をいいます。当行では毎月1回ALM委員会を開催し、市場リスク(金利変動により資産価格が減少するリスク)や流動性リスクをモニタリングするとともに、期間損益の状況を把握しています。今後も適切なリスク管理に努めていきます。

市場リスク管理

調達(負債)と運用(資産)の期間ミスマッチによる金利リスクの分析(金利感応度分析)を基本とし、BPV(ベース・ポイント・バリュー)、VaR(バリュー・アット・リスク)などの手法を用いてリスク量を把握しています。リスク量削減の取組みについては、月次損益、自己資本および金利予測などに基つき対応を協議しています。また、様々なストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、不測の事態に備えるほか、バックテスト等により、リスクの計量化手法や管理方法の信頼性、有効性を定期的に検証しています。

流動性リスク管理

資金繰りリスク要因分析を定期的に行うとともに、直ちに資金化可能な第一線支払い準備や第二線支払い準備の状況をモニタリングし、不測の事態においても対応が可能な流動性を確保しています。また、万一、資金流失の可能性が高い状況となった場合は、速やかに「緊急時対策本部」を設置し、迅速に対処できるよう体制を整備しています。

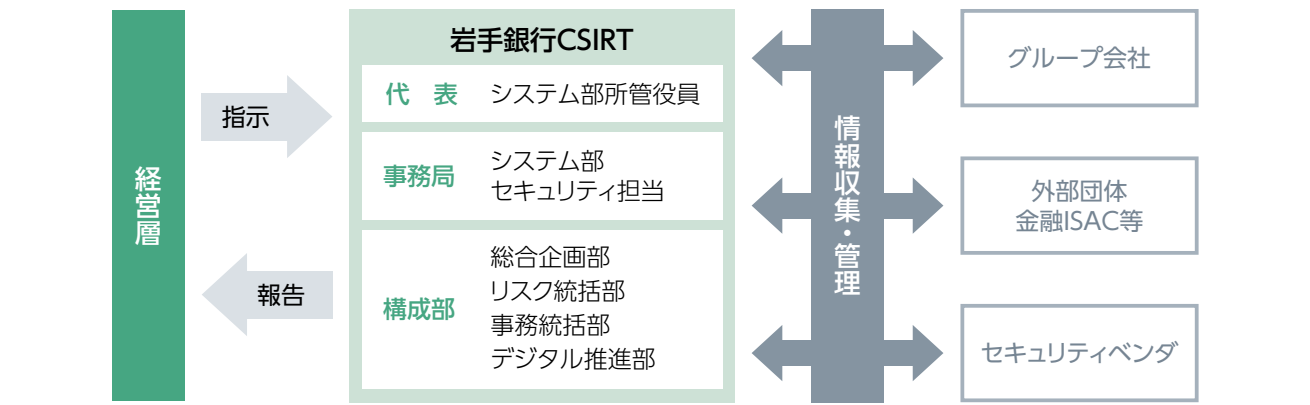
サイバーセキュリティへの取組み

近年のデジタル技術の進展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化も進んでおり、金融機関を取り巻くサイバーリスクが高まっています。こうした状況を踏まえ、サイバーセキュリティ管理体制の強化に取り組んでいます。

当行ではサイバーリスクの低減に向け、システム部所管役員を代表とする岩手銀行CSIRTを設置し、平時はサイバー攻撃の動向や脆弱性等の情報収集・把握を行い、一元的な対策状況の管理を実施しています。またサイバー攻撃発生時は、経営層や行内関連部門と連携し、インシデント対応を統括・コントロールし、被害最小化に向けた活動を行っています。

また、岩手銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行による「北東北共同CSIRT」を設置し、インターネット接続基盤の共同利用、セキュリティ関連情報の共有、共同研究を行っているほか、地銀協同センター参加13行およびMEJAR参加6行からなるCMS-CSIRTにも所属し、サイバーセキュリティに関する相互協力体制を構築しています。

サイバーセキュリティ管理体制



他金融機関との相互協力体制

名称	北東北共同CSIRT	CMS-CSIRT
参加メンバー	・岩手銀行 ・青森銀行 ・みちのく銀行 ・秋田銀行	・地銀協同センター参加13行 ・MEJAR参加6行
活動内容	・インターネット接続システムの共同利用 ・セキュリティ部門の交流促進 ・セキュリティ関連情報の共有、等	・セキュリティ部門の交流促進 ・セキュリティ関連の情報共有、等

コンプライアンスへの取り組み

基本的な考え方

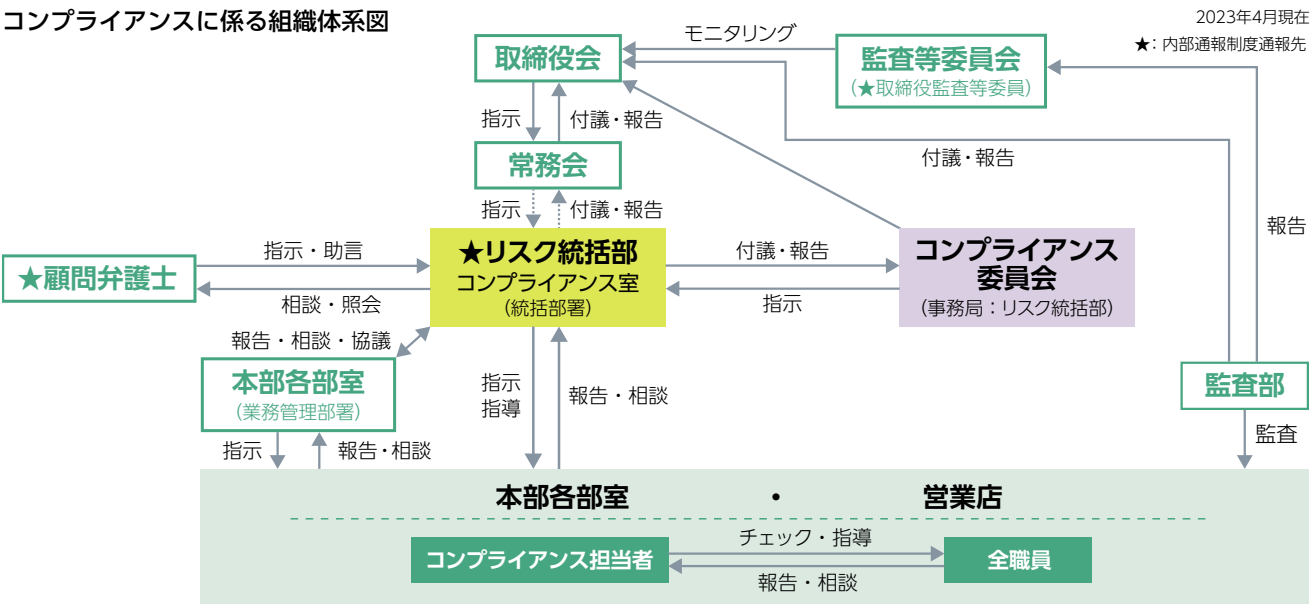
コンプライアンスとは、各種法令はもとより、広く倫理や道徳を含む社会規範等を遵守することです。信用の担い手として社会的責任と公共的使命が求められる銀行においては、役職員一人ひとりが各種法令を厳格に遵守するとともに、高い倫理観をもって職務を遂行していかなければならないと考えています。

こうした認識のもとに、当行ではコンプライアンスを最高の道徳律として「コンプライアンス(法令等遵守)の徹底」を経営の最重要課題のひとつと位置付け、コンプライアンス体制の確立に取り組んでいます。

コンプライアンス体制

本部内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備や遵守状況の把握に努めています。また、リスク統括部内にコンプライアンス室を設置して法務関連事項の一元管理を行っているほか、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスの徹底と法令違反等の事前察知・防止に取り組んでいます。

コンプライアンスに係る組織体系図



具体的な取り組み

コンプライアンスを一層充実させるための具体的な実践計画として、「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その実施状況を定期的に確認しています。また、法令等遵守に係る基本事項を定めたコンプライアンス規程、役職員が遵守すべき法令等の解説や違法行為等を発見した場合の対処方法などを定めたコンプライアンスマニュアルを制定のうえ、これらを一体化した「当行のコンプライアンス」を具体的な手引書として行内に示し、コンプライアンスの徹底を図っています。

また、階層別・業務別研修など当行の研修体系にコンプライアンス研修を組み入れているほか、毎月、「コンプライアンス研修会」および「CS(お客さま満足度)研修会」を実施し、全行員の意識の醸成に取り組んでいます。

反社会的勢力排除への取り組み

当行では「行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを掲げ、反社会的勢力による不当要求には一切応じないほか、不正な資金獲得などを未然に防止するため、本部・営業店一体となって同勢力との関係排除に取り組んでいます。

具体的には、2007年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、預金規程、各種約定書等に暴力団排除条項を導入しているほか、警察機関および弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力との取引を排除するための体制を強化しています。また、反社会的勢力排除に係る対応状況等については、コンプライアンス委員会および取締役会に協議・報告する体制を整備しています。

マネー・ローンダリング等防止の取り組み

マネー・ローンダリングやテロ資金供与の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、様々な経済・社会環境の中で常に変化しており、金融機関は、その手法や態様の変化に応じて、不断の対策高度化を図っていく必要があります。また、近年、情報伝達の容易性やスピードにより、高度化の遅れている金融機関は、瞬時に犯罪集団の標的となってしまう可能性があります。

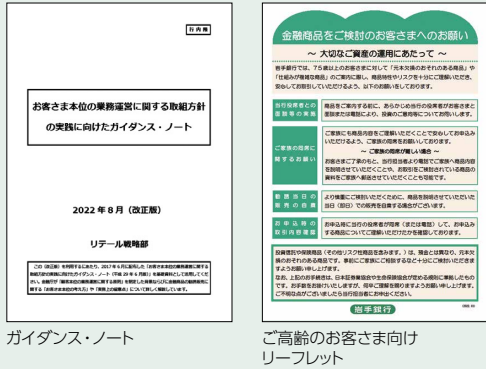
当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を経営上の重要な課題の一つと位置付け、実効性のある管理体制を構築し、下記項目に取り組んでいます。

- ・関連法令等の遵守
- ・一元的な管理体制の整備
- ・リスクベース・アプローチによる管理
- ・適時適切な取引時確認による顧客管理
- ・疑わしい取引の届出
- ・コルレス先の管理
- ・役職員の研修・教育
- ・独立した内部監査部門による遵守状況の監査

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当行は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月15日 改訂版)を採択するとともに、各原則(注記を含みます。)に関して実施する内容や具体的な施策を盛り込む形で「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を2022年8月16日に改正しました。

「取組方針」の早期浸透を図るため、「重要情報シート」の活用方法や実務上の留意点等を取りまとめた、「ガイダンス・ノート」を作成するとともに、従業員を対象に勉強会を実施するなど「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう周知徹底を図っています。



ご高齢のお客さまとの金融商品取引に係る対応

金融取引被害を受けやすいと考えられる、75歳以上のご高齢のお客さまに対する金融商品(リスク性商品：元本欠損のおそれがある商品)の勧誘販売に際しては、商品性やリスクを十分にご理解いただき、安心してお取引していただけるよう、慎重な勧誘販売に努めています。

アフターフォローに関する取り組み

当行では、営業単位ごとに月次でアフターフォローの目標件数を定め、支店長または役席者が次の基準に該当するお客さまを優先的にアフターフォローする体制を整備しています。

また、生命保険協会が定める「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」に従い「特定保険契約(外貨建保険等)」の契約先のお客さまを対象としたアフターフォローや、市場動向の急変が投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合のアフターフォローなど、適時適切なアフターフォローを実施する体制を整備しています。

アフターフォロー基準	
ご高齢のお客さまで、過去半年間ご連絡を取っていない	基準に基づいたアフターフォロー実施件数 8,817 件(2022年度)
一定額以上の金融商品を保有するお客さまで、過去1年間ご連絡を取っていない	
投資信託の評価損が15%以上のお客さまで、過去半年間ご連絡を取っていない	特定保険契約先へのアフターフォロー実施件数 11,115 件(2022年度)
前月に乗換取引(90日以内の換金と購入)を行ったお客さま	
前月に投資信託を換金され10%以上の損失を確定されたお客さま	

以下については、当行HPに掲載しています。

- ・個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)
- ・金融商品の販売等に係る勧誘方針
- ・保険募集に関する基本方針(募集指針)
- [当行HP] <https://www.iwatebank.co.jp/>



ステークホルダーとのコミュニケーション

当行は、お客さま、株主、地域社会、従業員などのステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図り、いただいたご意見・ご要望へ誠実に対応していきます。

ステークホルダーのみなさまが、当行グループとのお取引や株式への投資を選択するにあたり適切な判断ができるよう、経営や取組内容に関する情報開示に努めるとともに、信頼されるべく経営の透明性を一層高めていきます。

お客さまとのコミュニケーション

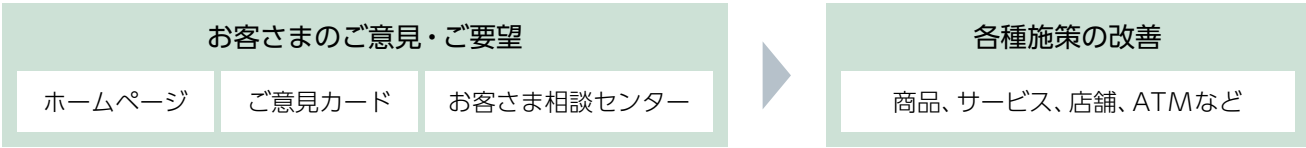
当行は地域に根付く地域銀行として、お客さまとのコミュニケーションを幅広く図っています。

例年6～7月にかけては、12カ所（県内10カ所、県外2カ所）で地域IRを実施し、当行の経営内容を説明するとともに、幅広いお客さまとの交流を図っています。

2022年度
地域IR参加者総数 **1,600名**

また、県議会の県政調査会で講師を務めるなど、各地域で開催されるイベントへの出席も積極的に行い、広く対話を実施しています。

さらに、お客さまの声を相談センター、ホームページ、ご意見カードなどで集約し、グループ内で共有のうえ、施策を進めるうえでの参考としています。



地域社会とのコミュニケーション

フードバンク活動

当行は、災害対策用に備蓄している非常用食料品を一定期間で入れ替えしておりますが、フードロス削減の観点から、必要とする県内各地の社会福祉協議会16先に対し、非常用食料品の寄贈を行いました。

共生社会実現への取組み

当行は共生社会実現に向けた取組みも行っています。2021年11月から、障がいのある作家が描いたアートを採用した消毒液を全営業店へ配置したほか、当行が保有する赤レンガ館を活用した「ルンビニーアート展」開催を後押ししました。



従業員とのコミュニケーション

当行のありたい姿の実現に向けて、経営陣と従業員のコミュニケーションも図っています。新たな長期ビジョンや中期経営計画の策定にあたっては、全従業員へアンケートを実施したほか、グループ会社の代表者や営業店職員も参加可能としたプロジェクト会議の開催など、全職員参加型で議論を進めました。

計画策定以降は、中期経営計画の浸透を目的に、頭取をはじめとする経営陣が営業店を訪問し、従業員と対話する機会を設けました。同時に、若手従業員を対象とした意見交換会を開催し、各自が求める「働きがい」や身に付けたいスキルなどをテーマに活発な意見交換が行われました。

また、全従業員を対象とした行内の企業文化意識調査も定期的実施しており、経営陣の共有に留めず、全従業員へのフィードバックを実施し、部店ごとの勉強会テーマとするなど、より良い企業文化の醸成を図っています。

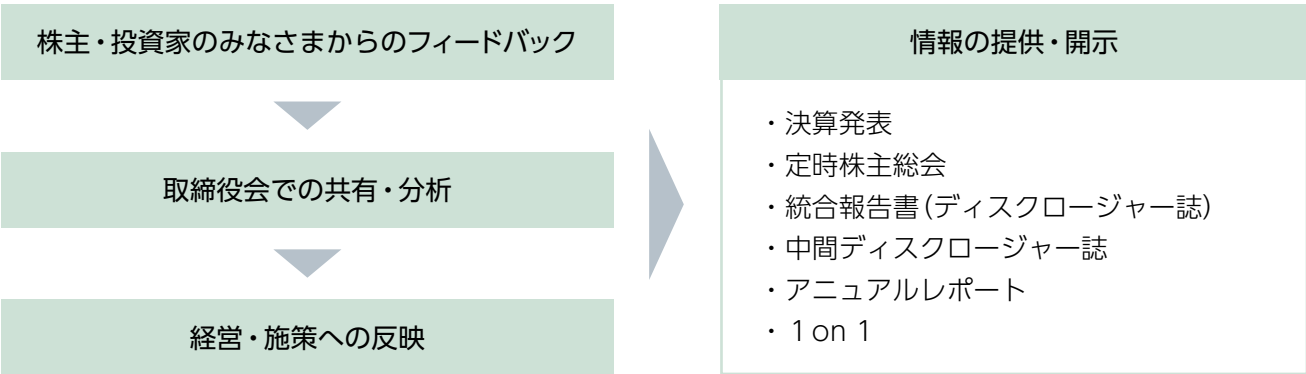


株主・投資家とのコミュニケーション

株主・投資家のみなさまが当行グループの業務内容や財務状況、非財務情報を理解し、経営の健全性を適切に判断できるようわかりやすい情報開示に努めるとともに、株主・投資家のみなさまとの対話機会を重視・強化しています。

2022年度は、機関投資家のみなさまを対象として、本決算発表後に説明会を実施し、説明会開催にあたっては、オンラインも活用したハイブリッドでの開催とするなど、参加しやすい環境整備に努めました。また、2022年よりSR活動も開始しています。こうした対話の中でいただいたご意見は、取締役会および経営陣へ適宜報告・共有しています。

これらの活動を継続するとともに、2023年度には、個人投資家向け説明会も新たに開催する予定です。



2022年度IR・SR活動実績

株主総会：参加者 75名	アナリスト・機関投資家向け 会社説明会 開催 1回	株主・アナリスト・ 機関投資家との個別面談数 開催 30回
------------------------	--	--